

指導者 Q & A

Q 1 : 指導者になるには資格がいますか。

A 1 : 競技種目ごとの規定により必須となる場合があるため、必要資格がない場合は取得見込であるということが前提となります。詳細は、競技種目ごとの資格要件をご確認ください。費用負担については、個人資格であるために原則本人負担となりますが、行政で補助できないか現在検討中です。また、県発行の指導者ライセンス(無料)についてもできるだけ取得していただくことが望ましいです。令和6年度の開催要項はまた募集があり次第ご案内いたします。

【スポーツ指導者の登録要件】 参考資料 (羽島市HPより)

活動に適した健康状態であり、市内に在住又は在勤している 18 歳以上の方で、次のいずれかの要件を満たす方。

1. 公益財団法人日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者等の資格を有する（取得見込みを含む。）方
2. 公益財団法人日本レクリエーション協会の公認指導者等の資格を有する（取得見込みを含む。）方
3. 公益財団法人日本パラスポーツ協会の公認スポーツ指導者等の資格を有する（取得見込みを含む。）方
4. 公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体の指導者等の資格を有する（取得見込みを含む。）方
5. その他スポーツに関する専門的知識又は指導歴を有する方
ただし、次のいずれかに該当する場合は、登録の対象となりません。
 - ① 暴力団及び暴力団員である者、又はそれらと関係がある者
 - ② 過去 5 年の間に禁錮以上の刑に処せられた者又は当該刑の執行が終了していない者
 - ③ 過去 5 年の間に、暴力、暴言、各種ハラスメント、人種・思想・信条・性別・性的指向等に関する差別、試合の不正操作、違法賭博、ドーピング、薬物乱用、その他スポーツ指導者として不適切な行為を行っていた者

Q 2 : 競技毎の指導者数の上限を越えた人数での指導はできなのですか？

A 2 : 現在、1種目により参加者15名までは指導者2名、それ以上は参加人数に応じて指導者の数を増やすことを想定しています。ただし、特別な事情があると認められた場合や競技種目により必要な指導者が規定の人数では不足であると思われる場合は、協議の上必要な指導者数について増員することも検討します。なお、ボランティアでの指導者については、1種目ごとにプラス2名まで認めることをルール化します。(現時点での方針) また、ボランティアでの指導であっても、責務は同様となり保険の加入((仮称)おおのジュニアクラブ負担)も必要です。

Q 3 : 謝金はどのようにしてもらえばいいのですか？

A 3 : 指導者となった方は、毎月「(仮称)活動報告書」を(仮称)おおのジュニアクラブへ提出していただきます。その活動報告を元に実績に応じて謝金を年2回(9月と3月)に分けてお支払い予定です。

Q 4 : 生徒にトラブルがあった場合はどうすればよいのですか？

A 4 : 怪我、事故などの対応(軽度、緊急を要する場合それぞれ)をマニュアル化します。マニュアルに沿って対応をお願いします。費用については、保険の範囲内のものについては、おおのスポーツクラブ(事務局職員)が窓口となり保険手続きをします。

人間関係のトラブルなどについては、クラブでも対応しますが学校でも連携して対応していきます。地域移行しても、学校との関わりがなくなるわけではありません。そのために、日頃から平日と休日の指導者間での連携し情報共有をしていきます。

Q 5 : 大会の手続き等はどうなりますか？

A 5 : 競技種目ごとの規定により詳細が異なるため、クラブとして一律の手順等を定めることが難しいです。そのため大会の申込や登録の手続き等は競技種目ごとの規

約や内規等で指導者が中心となり実態に沿った形で定めていきます。なお、地域移行に伴いこれまで学校単位での参加であった岐阜県中学校総合体育大会（岐阜県中学校体育連盟主催）においても地域スポーツクラブ（地域クラブ）の参加が認められています。（競技種目ごとの規定による）

Q 6：今後生徒が減少していき、活動が難しくなった場合はどうなりますか。

A 6：現在ソフトボール、柔道など揖斐川町・池田町と合同で活動している種目があります。これらの種目は、地域移行後も合同で活動できるように揖斐郡3町で協議検討をしています。今後も、生徒の減少により活動が難しくなってきた場合には、その都度協議し、他市町や他世代との合同活動など、活動が存続できるように検討していきます。（現在、市町をまたぐ国・県の指針がないため、全国の事例を調査確認中）

■その他：スポーツ庁 HP に、部活動の地域連携・地域移行全般や「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関するガイドライン」に関する Q&A を掲載しています。

下記QRコードより読み込んでいただけます。

国ガイドライン



Q & A

